

第2編 平素からの備えや予防

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織及び体制の整備等

第1節 県における組織及び体制の整備（第41条関係）

県は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置等の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要にかんがみ、以下のとおり、平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 危機管理監の職務

危機管理監は、知事の命を受け、安全及び安心の確保に関する施策の総合的な推進並びに安全管理の総合調整に関する事務を掌理するとともに、危機管理に関して全庁を統括し、危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関する事務について、部長その他職員を指揮監督する。

なお、危機管理監は危機管理部長をもって充てることとする。

2 県は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、表2-1のとおり平素から武力攻撃事態等に備えた業務を行うものとする。

なお、出先機関の平素の業務については、資料・様式編に定める。

3 県における国民保護に関する業務の総括、全庁的な調整及び企画立案等については、危機管理総室が行うものとする。

表2-1 各部局における平素の業務（本庁機関）

1 各所属における平常時からの業務分担（各所属共通）

- (1) 所掌事務に係る国民保護措置等の実施に係る業務の実施要領等の整備に関すること。
- (2) 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時に所掌する業務・活動に必要な基礎的情報の収集、整理及び更新に関すること。
- (3) 所掌事務に係る関係部署・機関との連携体制の構築・整備（協定締結等含む。）に関すること。
- (4) 職員の安全確保（赤十字標章等及び特殊標章等の交付等を含む。）に関すること。
- (5) 職員に対する国民保護措置等の実施に必要な知識の習得に関すること。
- (6) 国民保護措置等に関する訓練への参加に関すること。

2 各所属における平常時からの業務分担（各所属特定）

所属		平 素 の 業 務
総務部	知事公室	1 知事公室内における国民保護対策業務の推進に関すること。
		2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における広聴及び県民の苦情、相談等の処理手続きに関すること（臨時相談所への派遣を含む。）。
		3 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に関すること。
		4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における広報活動その他広報の実施手続きに関すること。
		5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における報道事業者に対する情報提供に関すること。
		6 知事公室内の配備編成計画の作成に関すること。

第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織及び体制の整備等

所属		平 素 の 業 務
総務部	知事公室	7 県対策本部〔福島県民等保護対策本部（本県における国民保護法第27条第1項により設置する都道府県国民保護対策本部をいう。）又は福島県緊急対処事態対策本部をいう。〕設置時に危機管理総室から移管される業務（インターネットを利用した武力攻撃事態等及び武力攻撃災害情報の提供）の把握に関すること。
	財務総室	1 部内各総室における国民保護対策業務の推進に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における県税の減免及び猶予措置手続きに関すること。 3 部内の配備編成計画の作成に関すること。 4 部内他総室の所掌に属しない業務に関すること。
	人事総室	1 各部等における配備計画の把握に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における職員の非常招集に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における他の都道府県等に対する職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における職員の宿泊及び食料確保に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における職員（家族を含む。）の福利厚生手続きに関すること。 6 借上げ避難施設の把握（共済組合関係施設に限る。）に関すること。
	文書管財総室	1 公立大学法人及び私立学校の連絡体制に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における個人情報の適正な取扱いに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公立大学法人及び私立学校の児童、生徒及び学生の安否情報の収集に関すること。 4 県庁舎、合同庁舎、公舎及びこれらの附属施設等の情報収集体制に関すること。 5 県庁舎、合同庁舎、公舎及びこれらの附属施設等の安全確保に関すること。 6 私立学校における武力攻撃災害時要配慮者対策に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における私立学校の児童及び生徒に対する学用品の給与手続きに関すること。 8 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における私立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関すること。 9 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における私立学校の被災児童及び生徒の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。 10 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における県対策本部室等の確保及び本部内通信回路の設置等に関すること。 11 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における通信体制（福島県総合情報通信ネットワーク及び総合行政ネットワークを除く。）の確保及び庁内放送による職員への情報伝達に関すること。 12 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における集中管理自動車の配車手続きに関すること。
	市町村総室	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市町村の起債に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市町村等に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関すること。 3 県対策本部設置時に危機管理総室から移管される業務（安否情報の収集及び整理）の把握に関すること。

第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織及び体制の整備等

所属		平 素 の 業 務
危機管理部	危機管理総室	1 県総合情報通信ネットワーク等の管理統制に関すること。
		2 事態対処法及び国民保護法等に関すること。
		3 県保護計画及び市町村国民保護計画に関すること。
		4 指定地方公共機関の指定に関すること。
		5 武力攻撃事態等におけるボランティアに関すること。
		6 防災ヘリコプターに関すること。
		7 応援・緊急物資等の受入及び配分に関すること。
		8 被災地等における緊急通行車両の確認証明書の発行等に関すること。
		9 武力攻撃災害時避難行動要支援者対策の全庁的な調整に関すること。
		10 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における通信設備の確保に関すること。
		11 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関すること。
		12 安否情報の収集、整理及び提供に関すること。
		13 生活関連等施設である施設、設備等（他総室の所管する施設、設備等を除く。）の安全確保に関すること。
		14 関係機関との調整等に関すること。
		15 その他国民保護対策一般に関すること。
		16 消防機関に関すること。
		17 自主防災組織に関すること。
		18 高圧ガス及び火薬類に関すること。
		19 ガス関係施設に関すること。
		20 ガス事業者等である指定地方公共機関に関すること。
		21 原子力発電所に関すること。
		22 環境放射線モニタリングに関すること。
		23 県対策本部設置時に他総室等に移管する業務の実施要領等の作成及び移管先総室等への移管業務の周知に関すること。
		24 災害発生時における災害復興寄附金に関すること。
企画調整部	企画調整総室	1 部内各総室等における国民保護対策業務の推進に関すること。
		2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における政府及び国会に対する要望等並びに資料作成の総合調整に関すること。
		3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における政府及び国会の視察団の視察の総合調整に関すること。
		4 部内の配備編成計画の作成に関すること。
		5 部内他総室等の所掌に属しない業務に関すること。
		6 県対策本部設置時に危機管理総室から移管される業務（県民からの問合せ、相談対応。）の把握に関すること。
地域づくり総室	地域づくり総室	1 県対策本部設置時に危機管理総室から移管される業務（原子力安全対策課所管業務及び緊急物資等の受入及び配送）の把握に関すること。

第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織及び体制の整備等

所属		平 素 の 業 務
企画調整部	情報統計総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における通信連絡体制（県情報通信ネットワークシステム及び総合行政ネットワークに限る。）の確保に関する事。 2 県対策本部設置時に危機管理総室から移管される業務（安否情報の整理及び提供）の把握に関する事。
	避難地域復興局	<ol style="list-style-type: none"> 1 駐在市町村の情報収集に関する事。
	文化スポーツ局	<ol style="list-style-type: none"> 1 県対策本部設置時に危機管理総室から移管される業務（ボランティア情報の収集及び提供）の把握に関する事。 2 特定非営利活動法人に係る情報の収集及び提供等に関する事。 3 文化施設、体育施設等の防災対策に関する事。
生活環境部	生活環境総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各総室等における国民保護対策業務の推進に関する事。 2 避難所運営等に係る人権・男女共同参画に関する事。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における外国人等の要配慮者対策に関する事。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における安否情報（外国籍の者に限る。）の収集、整理及び日本赤十字社への提供に関する事。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における消費者保護対策に関する事。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における物価対策についての連絡調整に関する事。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における食料品類、毛布、衣料品、寝具、ろうそく、その他生活必需品の調達に関する事（福島県生活協同組合連合会からの調達に限る。）。 8 運輸事業者等である指定公共機関、指定地方公共機関及び他の民間運送事業者の輸送力の把握に関する事。 9 運輸事業者等である指定公共機関、指定地方公共機関及び他の民間運送事業に関する事。 10 部内の配備編成計画の作成に関する事。 11 部内他総室の所掌に属しない業務に関する事。 12 県対策本部設置時に危機管理総室から移管される業務（緊急通行車両の確認証明書の発行等、安否情報の収集等）の把握に関する事。
	環境共生総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 県対策本部設置時に危機管理総室から移管される業務（赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に係る庁内調整等危機管理課所管業務）の把握に関する事。 2 自然公園施設の連絡体制に関する事。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における環境汚染（水、大気、土壌関係に限る。）の応急対策に関する事。

第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織及び体制の整備等

所属		平 素 の 業 務
生活環境部	環境保全総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地における廃棄物の処理及び清掃に関すること。 2 武力攻撃災害発生時における被災地における環境汚染（廃棄物に限る。）の応急対策に関すること。 3 県対策本部設置時に危機管理総室から移管される業務（消防保安課所管業務）の把握に関すること。
保健福祉部	保健福祉総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各総室における国民保護対策業務の推進に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における県社会福祉事業団の安否情報の収集及び整理に関すること。 3 武力攻撃災害時要配慮者対策に係る部内の調整に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時におけるメンタルヘルスケアに係る部内の調整に関すること。 5 武力攻撃災害発生時における国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関すること。 6 福祉避難所の把握及び部内の調整に関すること。 7 部内の配備編成計画の作成に関すること。 8 部内他総室の所掌に属しない業務に関すること。
	生活福祉総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障がい福祉サービス事業所及び障がい者支援施設等の連絡体制に関すること。 2 社会福祉協議会（ボランティアセンター）との連絡体制に関すること。 3 高齢者、障がい者等の武力攻撃災害時要配慮者対策に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における障がい者世帯の援護対策に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における高齢者等のメンタルヘルスケアに関すること。 6 福祉避難所の把握に関すること（生活福祉総室が所掌するものに限る。）。 7 武力攻撃災害発生時における義援金の受入れ及び配分手続き等に係る庁内調整に関すること。 8 県対策本部設置時に出納局に移管する業務の実施要領等の作成及び出納局への移管業務の周知に関すること。

第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織及び体制の整備等

所属		平 素 の 業 務
保健福祉部	健康衛生総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村保健センター、災害医療センター、感染症指定医療機関等の医療関係機関及び水道施設等の連絡体制に関すること。 2 市町村保健センター、災害医療センター、感染症指定医療機関等の医療関係機関の安否情報の収集及び整理に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における応急医療の提供及び助産に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における医療救護班(県立病院関係を除く。)の派遣に関すること。 5 医療関係団体等である指定公共機関及び指定地方公共機関に関すること。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における医療救護所(臨時の医療施設を含む。)の設置に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関すること。 8 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国、他の都道府県研究機関等及び医療関係機関との連絡体制及び情報共有体制に関すること。 9 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における感染症の予防に関すること。 10 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における環境衛生に関すること。 11 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における飲料水の供給に関すること。 12 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。 13 借上げ避難施設の把握に関すること(観光交流局が所掌するものを除く。) 14 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における動物(ペットに限る。)救護対策に関すること。 15 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における食品の安全確保及び食品衛生に関すること。 16 毒物及び劇物に関すること。 17 生活関連等施設(取水施設、貯水施設、浄水施設及び貯水池、毒物、劇物及び医薬品に係る危険物質等取扱所に限る。)の安全確保に関すること。 18 難病患者等の要配慮者対策に関すること。
	こども未来局	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設等の連絡体制に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における県立社会福祉施設の安否情報の収集及び整理に関すること(こども未来局が所掌するものに限る。) 3 障がい児、児童及びひとり親世帯の武力攻撃災害時要配慮者対策に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における障がい児、児童及びひとり親世帯の援護対策に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災児童等のメンタルヘルスケアに関すること。 6 福祉避難所の把握に関すること(こども未来局が所掌するものに限る。)

第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織及び体制の整備等

所属		平 素 の 業 務
商工労働部	商工労働総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各総室等における国民保護対策業務の推進に関すること。 2 商工関係機関との連絡体制に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における協力事業者等の把握に関すること。 4 支援物資等の受入及び配送に係る庁内調整、支援物資の受入・配送施設の把握に関すること。 5 部内の配備編成計画の作成に関すること。 6 部内他総室等の所掌に属しない業務に関すること。
	産業振興総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における食料品類、毛布、衣料品、寝具、ろうそく、その他生活必需品の調達に関すること（福島県生活協同組合連合会からの調達を除く。）。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における物資の調達及び被災地への物資の配送に係る庁内調整に関すること。
	観光交流局	<ol style="list-style-type: none"> 1 借上げ避難所対応施設等の把握に関すること（観光交流局が所掌するものに限る。）。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における福島空港の運航状況等の情報収集に関すること。 3 県対策本部設置時に危機管理総室から移管される業務〔県民からの問合せ、相談対応（安否情報の提供を除く。）〕の把握に関すること。
農林水産部	農林水産総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各総室における国民保護対策業務の推進に関すること。 2 部内の配備編成計画の作成に関すること。 3 部内他総室の所掌に属しない業務に関すること。
	農業支援総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業気象に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における農業金融（他総室の所掌に属しないものに限る。）及び農業保険法に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における農作物の技術対策に関すること。
	生産流通総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害時における家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調整に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における救援等用漁船の調達に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における主食の調達に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における救援等のための農産物等物資の調達に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における救援等のための畜産物の調達に関すること。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における救援等のための水産物の調達に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における家畜救護対策に関すること。 8 生活関連等施設（動物用医薬品に係る危険物質等取扱所に限る。）の安全確保に関すること。 9 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における漁業金融及び漁業災害補償に関すること。

第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織及び体制の整備等

所属		平 素 の 業 務
農林水産部	農村整備総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における農業水利の確保に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における農道離着陸場の利用に係る福島市との調整に関すること。 3 生活関連等施設（ダムに限る。）の安全確保に関すること。
	森林林業総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国有林材の需要量の掌握及び払下げのあっせん並びに森林管理局との連絡に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における林業金融に関すること。
土木部	土木総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各総室における国民保護対策業務の推進に関すること。 2 部内他総室の所掌に属しない業務に関すること。
	企画技術総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各総室における国民保護対策業務の推進に関すること。 2 部内の配備編成計画の作成に関すること。 3 国土交通省（東北地方整備局）の武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における連携体制に関すること。
	道路総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急輸送路に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における道の駅等の活用方法の国土交通省（東北地方整備局）等との調整に関すること。
土木部	河川港湾総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防に関すること。 2 水防情報の収集及び通報体制に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における緊急救援、住民避難等のための港湾及び漁港における船舶並びに福島空港における航空機の入入れに関すること。 4 生活関連等施設等（水域施設、係留施設、ダム、旅客ターミナル施設、航空保安施設、滑走路等に限る。）の安全確保に関すること。
	都市総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 総室内における国民保護対策業務の推進に関すること。
	建築総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における収容施設及び臨時の医療施設等の建設、武力攻撃応急仮設住宅に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における収容施設等の建設に要する資材の調達及びあっせん並びに住宅関係の資金融通に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災建築物の相談に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公営住宅等の一時使用に関すること。

第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織及び体制の整備等

所属	平 素 の 業 務	
出納局	<ol style="list-style-type: none"> 1 局内における国民保護対策業務の推進に関する事。 2 局内の配備編成計画の作成に関する事。 3 県対策本部設置時に生活福祉総室から移管される業務（義援金品の受付及び配付）の把握に関する事。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における局内の応援職員の編成に関する事。 	
企業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 局内における国民保護対策業務の推進に関する事。 2 局内の配備編成計画の作成に関する事。 3 県対策本部設置時に危機管理総室から移管される業務（避難住民等の救援のための通信設備の確保及び危機管理課所管の生活関連等施設の安全確保）の把握に関する事。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における局内の応援職員の編成に関する事。 	
病院局	<ol style="list-style-type: none"> 1 局内における国民保護対策業務の推進に関する事。 2 県立病院の安否情報の収集及び整理に関する事。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における応急医療の提供及び助産の実施手続きに関する事。 4 被災地への医療救護班（県立病院関係に限る。）の派遣手続きに関する事。 5 局内の配備編成計画の作成に関する事。 	
教育庁	教育総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育庁内各課における国民保護対策業務の推進に関する事。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における教育関係職員の動員に関する事。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における教育関係職員の非常招集に関する事。 4 教育庁内の配備編成計画の作成に関する事。 5 教育庁内他課の所掌に属しない業務に関する事。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時の被災教育関係職員（家族を含む。）の集計等に関する事。 7 教育庁内の武力攻撃事態等及び武力攻撃災害対応要員の確保及びロケーションに関する事。
	財務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 課内における国民保護対策業務の推進に関する事。 2 公立学校の応急復旧に関する事。
	職員課	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育庁内各課における国民保護対策業務の推進に関する事。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害対応要員の安全確保に関する事。
	福利課	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地の教育関係職員（家族を含む。）の福利厚生に関する事。 2 借上げ避難施設の把握（教育庁所管施設に限る。）に関する事。
	社会教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 美術館及び博物館等収蔵品の防災対策に関する事。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における避難所の開設支援等に関する事。 3 社会教育施設の国民保護対策業務の推進に関する事。

第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織及び体制の整備等

所属		平 素 の 業 務
教育庁	文化財課	1 文化財の防災対策に関すること。
	義務教育課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公立学校(小学校、中学校)の児童及び生徒に係る安否情報の収集及び整理に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における児童及び生徒に対する学用品の給与手続きに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公立学校(小学校、中学校)における被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における義務教育の確保及び教職員の動員に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における義務教育関係職員の宿泊及び食料確保に関すること。
	高校教育課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公立学校(高等学校)の生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公立学校(高等学校)の生徒に対する学用品の支給に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における高校教育の確保及び教職員の動員に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公立学校(高等学校)の被災生徒のメンタルヘルスケアに関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における高校教育関係職員の宿泊及び食料確保に関すること。
	特別支援教育課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の武力攻撃災害時要配慮者対策に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒に対する学用品の支給に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公立学校(特別支援学校)の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における特別支援教育の確保及び教職員の動員に関すること。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における特別支援教育関係職員の宿泊及び食料確保に関すること。
	健康教育課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における避難所の開設支援等に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公立学校の児童及び生徒の災害時要配慮者対策に関すること(特別支援教育課が所掌するものを除く。) 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関すること。

第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織及び体制の整備等

所属	平 素 の 業 務
警察本部	1 情報の収集並びに警報の伝達に関する事。 2 住民の避難・誘導に関する事。 3 被災者の捜索及び救出に関する事。 4 生活関連等施設の安全確保に関する事。 5 NBC兵器を用いた武力攻撃等への対処に関する事。 6 被災情報の収集及び提供に関する事。 7 警察通信に関する事。 8 道路交通の管理に関する事。 9 その他国民保護対策一般に関する事。
委員会事務局 その他	1 事務局内における国民保護対策業務の推進に関する事。 2 事務局内の配備編成計画の作成に関する事。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における応援職員の編成に関する事。

注. 表中、ゴシック字の部分は、平素において所管していない業務について、県対策本部設置後に他の総室から移管されて行う業務を意味する。

なお、移管元総室は、平素に作成した移管業務についての実施要領等に基づき移管先総室が適切に業務を遂行できるよう移管業務の周知に努める。

第2 職員の配備基準等（第25～28、41、44～46、50、183条関係ほか）

- 1 職員の迅速な確保【知事公室、文書管財総室、危機管理総室、各総室等、各出先機関】
 県は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、「県地域防災計画」一般災害対策編、第3章で定める体制等及び勤務時間内においては庁内放送等を活用し、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に確保できる体制を整備する。
- 2 24時間即応体制の確立【危機管理総室、各総室等、各出先機関】
 県は、武力攻撃等が発生した場合、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、「県地域防災計画」一般災害対策編、第3章で定める防災連絡員等及び職員参集システム等防災における連絡ルートを武力攻撃事態等においても活用することにより24時間即応可能な体制を確保する。
- 3 体制及び職員の配備時期等【危機管理総室、各総室等、各出先機関】
 県は、武力攻撃等の事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、表2-2、3のとおり配備体制及び配備時期を定める。

表2-2 職員配備体制

体制	配備時期	配備体制
警戒配備体制 (1号配備体制)	<p>①政府による武力攻撃(予測)事態又は緊急対処事態についての認定(以下「事態認定」という。)前に、県内において武力攻撃やテロ等が発生又は発生するおそれがある旨の情報を入手した場合</p> <p>②政府による事態認定が行われたが、国事態対策本部又は緊急対処事態対策本部(以下「国対策本部」という。)の本部長(以下「国対策本部長」という。)から警報が発令されていない場合</p> <p>③国対策本部長が地域を定めて警報を発令した場合で、当該地域に本県が含まれず、かつ、他県において発生した武力攻撃災害の影響が波及しないと認められる場合</p>	<p>危機管理総室班体制(ただし、危機管理部長が必要と判断した場合、危機管理総室の全職員による配備体制とする。)</p> <p>地方振興局県民環境部(県民部)職員</p>
特別警戒本部体制 (2号配備体制)	<p>①政府による事態認定前に県内において武力攻撃やテロ等が発生し、又は、発生するおそれがある旨の情報を入手した場合で、全庁的な情報収集等の必要があると認められる場合</p> <p>②政府による事態認定は行われたが、国対策本部長による警報発令が行われていない場合で、事態認定の前提となった事実等から、全庁的な情報収集等の必要があると認められる場合</p> <p>③国対策本部長が地域を定めずに警報を発令した場合又は地域を定めて警報を発令した場合で、当該地域に本県が含まれないが、全庁的な情報収集等の必要があると認められる場合</p>	<p>各部長等及び各地方振興局長等があらかじめ定める配備編成計画に基づく本庁及び出先機関指定職員</p>
対策本部体制 (3号配備体制) ※①～③については、「県地域防災計画」一般対策編、第3章に定める災害対策本部(対象事案の発生原因が不明であり、その態様が災害対策基本法第2条に規定される「災害」に該当する場合に限る。)又は災害対策本部に準じた体制で対応するとともに、国民保護法第26条に基づく内閣総理大臣への指定の要請を行い、内閣総理大臣から、都道府県対策本部の設置の通知があった後、速やかに県対策本部に移行する。	<p>①政府による事態認定前に県内において武力攻撃やテロ等によると考えられる被災者が発生した場合又は当該攻撃等に伴う災害が発生した場合</p> <p>②政府による事態認定が行われたが、国対策本部長から警報が発令されていない場合又は地域を定めず警報が発令された場合又は地域を定めて警報が発令されたが当該地域に本県が含まれない場合で、県内において武力攻撃等による被災者が発生した場合又は武力攻撃災害が発生した場合</p> <p>③国対策本部長が地域を定めて警報を発令し、当該地域に本県が含まれる場合で、内閣総理大臣から都道府県対策本部の設置の通知を受けていない場合</p> <p>④内閣総理大臣から、都道府県国民保護対策本部又は都道府県緊急対処事態対策本部(以下「都道府県対策本部」という。)の設置の通知を受けた場合</p> <p>⑤他都道府県で武力攻撃災害が発生し、国対策本部長の避難措置の指示により、本県が避難住民等の避難先地域に指定された場合又は本県が当該住民の避難の経路となる地域に指定された場合</p>	<p>本庁及び出先機関全職員</p>

注. 上記以外に知事が必要と認めたときは、上記のうち必要となる体制を設置し、または、上記の配備体制に準じた職員の配備を行うこととする。

表2-3 事態の状況に応じた初動体制

事態の状況	配備体制の設置基準		配備体制
事態認定前	情報収集等の対応が必要な場合		警戒配備体制
	全部局での情報収集等の対応が必要な場合		特別警戒本部体制
	全部局での被害への対応が必要な場合		対策本部体制
事態認定後	都道府県対策本部設置の通知がない場合	情報収集等の対応が必要な場合	警戒配備体制
	都道府県対策本部設置の通知を受けた場合等	全部局での情報収集等の対応が必要な場合	特別警戒本部体制
			対策本部体制

注1. 配備体制の設置についての判断は、知事が行う。

2. 県警察においても、同様に初動体制を整備するとともに、職員の配備基準を定めるものとする。

4 職員への連絡手段の確保

【知事公室、文書管財総室、危機管理総室、各総室等、各出先機関】

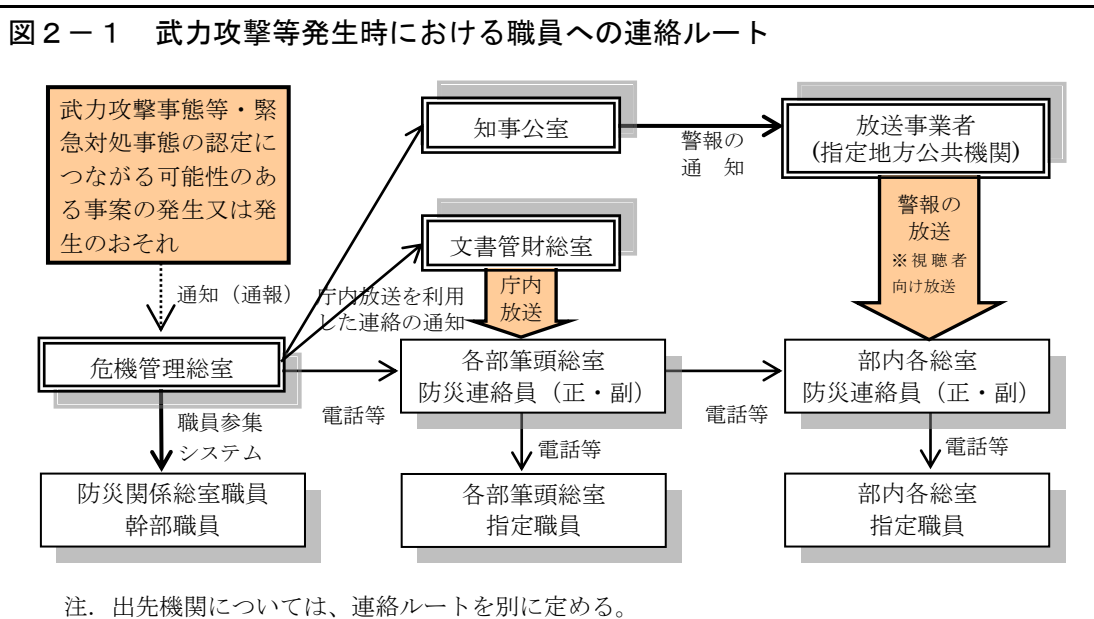
(1) 県は、「県地域防災計画」一般災害対策編、第3章で定める動員伝達方法を活用し、危機管理部政策監より防災連絡員を通じてあらかじめ定められたルートにより職員への連絡を行う。

また、勤務時間内においては、庁内放送等を活用して職員に対し連絡する。

(2) 職員への伝達手段は、一般加入電話及び携帯電話等を利用するものとする。

また、国民保護法第50条に基づき放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が業務計画で定めるところにより行う警報の放送があった場合、速やかに参集するよう、あらかじめ職員に周知を図る。

(3) 防災関係総室職員及び幹部職員については、「県地域防災計画」一般災害対策編、第3章で規定する職員参集システムにより連絡する。



5 配備職員数【各部筆頭総室等、各地方振興局】

- (1) 第2の3の表2-2、2-3に定める職員配備体制における配備職員数については、各部長等及び各地方振興局長等があらかじめ定める配備編成計画において、それぞれの職員配備体制ごとに定める。
- (2) ただし、特別警戒本部体制の場合においては、武力攻撃等及び武力攻撃災害の状況や特殊性等を考慮して、警戒対策本部長等の指示により、配備編成計画で定める配備職員数によらない配備ができるものとする。
- (3) 配備職員については、勤務時間外に武力攻撃災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮して、集合場所である庁舎等までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ所属長が指定しておくものとする。

6 配備体制における職員の所掌業務

第2の3の表2-2、2-3に定める対策本部体制における配備職員の所掌業務については、第3編に定める。

7 職員の参集が困難な場合の対応【各総室等、各出先機関】

- (1) 県は、第2の5に規定する配備編成計画に基づき指定された職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、代替職員を指定するなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。
- (2) 「福島県民等保護対策本部及び福島県緊急対処事態対策本部条例（平成17年3月25日条例第25号。以下「県民等保護対策本部条例」という。）」で規定する、県対策本部長及び県対策副本部長の代替職員については、表2-4のとおりとする。

表2-4 県対策本部長及び県対策副本部長の代替職員

① 特別警戒本部体制（2号配備体制）

名称	指定職員	代替職員		
		第1順位	第2順位	第3順位
警戒対策本部長	第1順位 副知事	第2順位 副知事	危機管理部長	危機管理部政策監
警戒対策副本部長	第2順位 副知事	危機管理部長	危機管理部政策監	危機管理課長

② 対策本部体制（3号配備体制）

名称	指定職員	代替職員			
		第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
対策本部長	知事	第1順位 副知事	第2順位 副知事	危機管理部 部長	危機管理部政策監
対策副本部長	副知事 警察本部長	危機管理部 部長	危機管理部政策監	危機管理 課長	—

※ 副知事の順位は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成20年3月25日福島県規則第13号）に定める順位をいう。

8 交代要員及び設備等の確保【各総室等、各出先機関】

県は、防災に関する体制を活用しつつ、県対策本部等を設置した場合において、その機能が確保されるよう、次の項目について定める。

- (1) 職員のローテーション体制の確保
- (2) 配備職員に対する食料、燃料等の備蓄又は供給手段の確保
- (3) 自家発電設備の確保
- (4) 仮眠設備等の確保

第3 県対策本部等の設置場所等

1 県対策本部等の設置場所【文書管財総室、情報統計総室、危機管理総室】

- (1) 第2の3の表2-2、2-3に定める職員配備体制の設置場所は、福島県危機管理センター（北庁舎2・3階）とする。
- (2) 設置予定場所には、平常時から通信設備等を整備し、配備体制の設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。
- (3) 福島市において大規模な武力攻撃等が発生したことにより、福島県危機管理センター（北庁舎2・3階）が被災し、配備体制を設置することが不可能な場合の代替機能については、同時に被災する可能性の少ない他の地域を候補として検討を行う。

2 県地方対策本部等の設置場所【各地方振興局】

県民等保護地方対策本部又は緊急対処事態地方対策本部（以下「県地方対策本部」という。）は、特別な場合を除き合同庁舎に設置し、通信設備等については、県地方対策本部の設置場所に計画的に整備しておくものとする。

第4 国民の権利利益の救済に係る手続等（第6、175条関係ほか）

1 県民等の権利利益の迅速な救済【危機管理総室、関係総室等】

- (1) 県は、武力攻撃等が発生した場合には、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の県民等の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、県民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当総室を定める。
- (2) 県は、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、県民等の権利利益の救済のため迅速に対応する。

表2-5 県民等の権利利益の救済に係る手続項目一覧

国民保護法において規定される手続項目	
損失補償 (第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。(第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(第82条)
	応急公用負担に関すること。(第113条第3項)

第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織及び体制の整備等

損失補償 (第159条第1項)	車両等の破損措置に関すること。 (第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
実費弁償 (第159条第2項)	医療の実施の要請等に関すること。(第85条第1、2項)
損害補償 (第160条)	国民への協力要請によるもの。 (第70条第1、3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの。(第85条第1、2項)
不服申立てに関すること。(第6、175条)	
訴訟に関すること。(第6、175条)	

注. 表中「損失補償」「実費弁償」及び「損害補償」については、国民保護法第183条で準用する場合を含む。

2 県民等の権利利益に関する文書の保存

【文書管財総室、各委員会等の文書制度管理課、関係総室等】

- (1) 県は、県民等の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、福島県文書等管理規則（平成12年9月26日福島県規則第160号）、各委員会等の任命権者ごとに規定している文書等に関する規則等の定めるところにより、適切に保存する。また、県民等の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐことができる安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。
- (2) 県は、(1)の手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置等に関して不服申立て又は訴訟が提起された場合には、必要に応じて保存期間を延長する。

第5 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等（第41、62条関係ほか）

1 市町村

- (1) 市町村は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、消防本部との連携を図るとともに防災における連絡ルート等を活用することにより、24時間即応可能な体制の整備を行うものとする。
なお、市町村が、消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）に委託等を行っている場合、市町村長が避難誘導等の国民保護措置等の実施にあたって、消防組合の管理者に対し、当該組合の消防長に必要な措置を講ずるよう指示を求めることができるよう、必要に応じて、あらかじめ規定等の内容の見直しなどの手続きを行うものとする。
- (2) 市町村における職員の配置及び配備体制の設置時期及び基準等は、武力攻撃事態等において、国対策本部長から要避難地域に指定される市町村が住民等の避難誘導等を行うことを踏まえ、地域の実情等を考慮し定めるものとする。
- (3) 市町村は、住民等の権利利益の救済の手續等について迅速な対応ができるよう担当部署を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織及び体制の整備等

2 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、自主的な判断に基づき、職員の配置等国民保護措置等に必要な体制の整備を行うほか、配備基準等の整備を行うものとする。

第2節 関係機関との連携体制の整備等

国民保護措置等を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係機関と相互に連携協力することが必要となるため、以下のとおり、関係機関との連携体制の整備のあり方等について定める。

第1 基本的考え方（第3、32～36、172、182条関係）

1 防災のための連携体制の活用【危機管理総室、各総室等】

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、「県地域防災計画」及び県石油コンビナート等防災計画等で規定する防災のための連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

2 関係機関の計画との整合性の確保【危機管理総室、各総室等】

県は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

3 関係機関相互の意思疎通【危機管理総室、各総室等】

県は、必要に応じて、関係機関の代表による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

第2 国機関との連携（第15、87、97、119、183条関係）

1 指定行政機関等との連携【各総室等】

県は、武力攻撃事態等において、国対策本部長等に対する国民保護措置等の実施要請等が円滑に行えるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁及び県保護計画の協議先となる内閣官房と綿密な連携を図る。

2 防衛省及び自衛隊との連携【危機管理総室】

県は、武力攻撃事態等において、自衛隊の部隊等の派遣の要請（国民保護等派遣要請）等が円滑に行えるよう、防衛省及び自衛隊との連携を図る。

3 原子力規制委員会等との連携【危機管理総室、県警察】

県は、武力攻撃原子力災害発生時において、原子力発電所立地地域住民に対する国民保護措置等が円滑に行えるよう、原子力規制委員会、福島第一原子力規制事務所及び福島第二原子力規制事務所等との連携を図る。

4 指定地方行政機関との連携【関係総室等】

県は、武力攻撃事態等において、県の区域に係る国民保護措置等が円滑に行えるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

第3 他の都道府県等との連携（第12、13、58、59、183条関係ほか）

1 広域応援体制の整備【危機管理総室、各総室等】

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合、NBC兵器を用いた攻撃による特殊な武力攻撃災害及び武力攻撃原子力災害が発生した場合等に備え、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

2 相互応援協定等【危機管理総室、各総室等】

(1) 県は、県の区域を越える避難、NBC兵器を用いた攻撃による特殊な武力攻撃災害及び武力攻撃原子力災害への対処などの武力攻撃事態等においても的確かつ迅速に対応できるよう、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」及び「大規模災害時等における北海道・東北8道県相互応援に関する協定」（以下、「災害時等相互応援協定」という。）に基づき、広域にわたる避難の実施体制、物資、資材及び医療の供給等救援の実施時における相互体制について他都道府県との連携を図る。

(2) (1)において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

3 警察災害派遣隊の充実・強化【県警察】

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出勤できるよう、隊員に対する訓練を徹底するとともに、招集・出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。

4 隣接する都道府県の間での情報共有【生活環境総室、危機管理総室、保健福祉総室、健康衛生総室、道路総室、県警察、各保健福祉事務所、衛生研究所ほか】

(1) 県は、広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、隣接する宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県（以下「隣接各県」という。）との間で緊密な情報の共有を図る。

(2) 武力攻撃原子力災害への対応等については、特に、隣接する宮城県、茨城県及び新潟県の原子力発電施設立地県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 生物剤による攻撃については、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要となるため、保健福祉事務所（郡山市及びいわき市の保健所とも連携・協力を図るものとする。）、衛生研究所等の機関は、保健福祉総室を経由して、他の都道府県との間で緊密な情報の共有を図る。

5 隣接各県に対する事務の委託【危機管理総室】

県は、隣接各県に対し、国民保護措置等の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、必要な準備を行う。

表2-6 都道府県等の事務の委託に際し定める事項

<p>① 委託する都道府県の事務又は都道府県知事の権限に属する事務（以下「委託事務」という。）の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法</p> <p>② 委託事務に要する経費の支弁の方法</p> <p>③ ①及び②に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項</p> <p>注. 災害対策基本法施行令第28条第1項の規定の準用。</p>
--

第4 市町村との連携（第14、17～20、22、42、76、178、183条関係ほか）

1 市町村の連絡先の把握等【危機管理総室】

- (1) 県は、県内市町村の連絡先等を把握するとともに、当該市町村との緊密な連携を図る。
- (2) 市町村との連携の確保に当たっては、表2-7の事項の調整に留意する。

表2-7 市町村との連携確保のための調整における主な留意事項

措置の内容	留意事項
住民の避難	<p>① 知事の避難の指示実施時における提示事項</p> <p>② 市町村長が作成する避難実施要領の記述内容</p> <p>③ 避難誘導時における関係機関等の役割分担</p> <p>④ 市町村長が警報の内容等を伝達する対象</p> <p>⑤ 市町村長が、消防に関する事務の全部又は一部を消防組合に委託している場合、消防組合の管理者に対し当該組合の消防長に国民保護措置等の実施に関する指示の求めを定めた規定等の内容</p> <p>⑥ 避難及び運送手段の確保方法</p>
避難住民等の救援	<p>① 救援に関する関係機関等の役割分担</p> <p>② 市町村における避難住民等の受入可能人数</p> <p>③ 安否情報の収集及び提供の方法</p>
武力攻撃災害への対処	<p>① 市町村長等が管理する生活関連等施設の状況</p> <p>② 市町村長が行う放射性物質等による汚染の拡大防止のための措置</p> <p>③ 市町村長が行う応急措置等の内容</p> <p>④ 被災情報の収集及び提供の方法</p>
共通事項	<p>① 自衛隊の国民保護等派遣の手続き等</p> <p>② 市町村が実施する国民保護措置等に対する安全確保の配慮</p>

2 市町村の行うべき事務の代行【危機管理総室】

県は、市町村長の行うべき国民保護措置等の全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

3 市町村国民保護計画の協議【危機管理総室、各地方振興局】

県は、市町村国民保護計画の知事への協議を通じ、県の行う国民保護措置等と市町村の行う国民保護措置等との整合性の確保を図る。

4 市町村間の連携の確保【危機管理総室、各地方振興局】

県は、市町村国民保護計画の知事への協議、市町村間で締結している防災相互応援協定等の見直しに係る支援等を通じて、市町村間における国民保護措置等の整合性の確保を図る。

5 消防本部への応援体制の整備【危機管理総室、各地方振興局】

(1) 県は、防災における連絡ルートを活用し、県内の消防本部との間で情報収集体制の構築に努めるとともに、消防本部の活動が円滑に行われるよう調整や応援体制の整備を図る。

(2) 県は、消防本部におけるNBC災害に対応可能な部隊やNBC災害に対応可能な資機材の所在及び数量等について把握し、情報の共有化を図る。

6 消防団の充実及び活性化の推進【危機管理総室】

(1) 県は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備等について支援することにより、消防団の充実及び活性化を図る。

(2) 県は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置等についての研修を実施するとともに、国民保護措置等についての訓練への消防団の参加について配慮する。

第5 指定公共機関及び指定地方公共機関等との連携（第21、36、179、183条関係ほか）

1 指定公共機関及び指定地方公共機関等の連絡先の把握等【危機管理総室、関係総室等】

県は、関係指定公共機関及び指定地方公共機関等の連絡先等を把握するとともに当該指定公共機関等との緊密な連携を図る。

2 指定地方公共機関の作成する国民保護業務計画の報告【危機管理総室、関係総室等】

知事は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

3 関係機関との協定の締結等【危機管理総室、関係総室等】

(1) 県は、関係機関から必要な協力が得られるよう、防災のために締結している協定の見直しを行うなど、防災に準じ、必要な連携体制の整備を図る。

(2) 県は、電力事業者その他の事業所等における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業等の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

第6 ボランティア団体等に対する支援（第4、42、43、183条関係ほか）

1 自主防災組織に対する支援【危機管理総室】

- (1) 県は、自主防災組織の核となるリーダーに対する研修等を通じて自主防災組織の活性化を図るとともに、自主防災組織相互及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。
- (2) 県は、国民保護措置等についての訓練への参加について配慮するとともに、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備整備等について支援する。

2 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援【危機管理総室、関係総室等】

防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社福島県支部、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（ボランティアセンター）、市町村社会福祉協議会その他のボランティア関係団体及びNPO等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動等が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3節 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するために必要な、非常通信体制の整備等通信の確保について、以下のとおり定める。

1 非常通信体制の整備【危機管理総室ほか】

県は、国民保護措置等の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ることなどを目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成される非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項【危機管理総室ほか】

- (1) 県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備え非常用電源の確保を図るなどの、体制整備に努める。
- (2) 非常通信体制の確保に当たって、県は、災害時において確保している通信手段を活用するとともに、表2-8の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

表2-8 非常通信体制の確保における留意事項

施設 ・ 設備 面	<p>① 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</p> <p>② 武力攻撃等による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</p> <p>③ 衛星携帯電話の整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</p> <p>④ 被災現場の状況をヘリコプターテレビ伝送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。</p> <p>⑤ 緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-アラート)を適切かつ効果的に活用する。</p> <p>⑥ 武力攻撃事態等において確実な利用ができるよう、国民保護措置等の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</p>
運 用 面	<p>① 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</p> <p>② 県対策本部等の設置場所が、武力攻撃等による被害を受けた場合に備えるとともに通信輻輳時及び途絶時並びに電源供給が絶たれた場合を想定し、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</p> <p>③ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</p>

運 用 面	<p>④ 無線通信系の通信の通信輻輳時の通信の確保に十分留意し、武力攻撃事態等における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び県総合情報通信ネットワーク、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</p> <p>⑤ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</p> <p>⑥ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</p> <p>⑦ 県民等に情報を提供するに当たっては、市町村防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p>
-------------	--

3 県警察における通信の確保【県警察】

県警察は、東北管区警察局等、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

4 市町村における通信の確保

- (1) 市町村は、武力攻撃事態等における警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化等を行うなど通信体制を整備することにより、通信の確保に努めるものとする。
- (2) 市町村は、警報の内容の伝達等を適切に行うことができるよう、中山間地域など積雪期等において交通が途絶するおそれのある地域に対する情報通信手段等の確保について配慮するものとする。

第4節 情報収集及び提供等の体制整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置等に関する情報の提供、警報の通知、被災情報の収集及び報告、安否情報の収集及び整理等を行うため、情報収集及び提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 基本的考え方（第8、183条関係）

1 情報収集及び提供のための体制の整備

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置等の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び県民等に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

2 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

3 関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置等の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

4 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

第2 警報の通知等に必要な準備（第46～48、183条関係ほか）

1 警報等の通知先となる関係機関【危機管理総室】

国対策本部長が発令した警報が総務大臣から消防庁を經由（以下第4節において同じ。）して通知されたときには、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等は、第1編第3章第3節に掲げるとおり資料・様式編に、当該機関への情報伝達ルートについては、第3編第1章第1節第1の2及び表3-1に定める。

なお、関係機関への警報の通知に係る県と市町村との役割分担を表2-9のとおり定める。

表2-9 関係機関等への警報の通知に係る市町村との役割分担

その他関係機関名	県	市町村
消 防 本 部	全消防本部	市町村を管轄する消防本部
関係指定公共機関 指定地方公共機関	○	—
国 関 係 機 関 (自衛隊含む。)	○	— ※緊急の場合、福島地方協力本部及び市町村の区域を管轄する自衛隊の部隊に情報提供
社会福祉協議会	県社会福祉協議会	市町村社会福祉協議会
医 師 会	県医師会	郡市医師会
避 難 施 設	避難施設(県立学校等県立の施設、福祉避難所、民間避難施設)	避難施設(市町村立学校、公民館等市町村立の施設等)
協定締結先機関	県が締結している機関	市町村が締結している機関

2 大規模集客施設等に対する警報の内容の伝達のための準備

【危機管理総室、関係総室等】

県は、総務大臣から警報の通知を受けたときに、知事が速やかに警報の内容の伝達を行うこととなる県の区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設についての市町村との役割分担を表2-10のとおり定める。

県は大規模集客施設等の管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者に対しても避難等の措置が円滑に実施できるよう、必要な対策をとるものとする。

表2-10 大規模集客施設等に対する警報の内容の伝達に係る市町村との役割分担

施設等の名称	県	市町村
学校(避難施設指定校を除く。)	県立学校、私立幼稚園・小・中・高校	市町村立幼稚園・学校、その他学校
病 院	県立病院、災害医療センター、感染症指定病院等 ※県医療情報システムによる伝達は、登録機関全てに実施。	市町村の区域内に所在する病院
駅・空港・港湾	福島空港、小名浜港、相馬港 東日本旅客鉄道株式会社、会津鉄道株式会社、阿武隈急行株式会社、野岩鉄道株式会社	市町村の区域内に所在する駅・港湾
大規模集客施設	県営施設	県営施設を除く
大規模集合住宅	県営住宅	市町村営住宅等
官公庁・事業所	(関係する国の機関には通知)	市町村の区域内に所在する事業所等

注1. 県の執行機関等として警報を通知した場合、その通知をもって警報の内容の伝達に代えることができるものとする。

2. 大規模集客施設、大規模集合住宅等に対しては、施設管理者として施設利用者、居住者等に対し、警報の内容の伝達を行うものである。

3. 国民保護法第47条第1項に基づき、市町村長が住民に対し警報の内容を伝達することが原則であるが、県営住宅については、県も居住者に対し警報の内容の伝達を行うよう努める。

3 市町村に対する支援【危機管理総室、関係総室等】

県は、市町村が高齢者、障がい者及び外国人その他情報伝達に配慮を要する者に対し適切に警報の内容の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行う。

県警察は、市町村が行う住民等に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との連携を図る。

第3 市町村における警報の内容の伝達に必要な準備（第47、183条関係）

- (1) 市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民等及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、介護施設、日本赤十字社福島県支部（赤十字奉仕団）及び福島県国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者等の情報伝達に配慮を要する者に対し留意する。
- (2) 市町村が、警報を通知すべき「その他の関係機関」については、表2-9のとおりとし、市町村国民保護計画に定めるものとする。

第4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備（第94～96、183条関係）

1 安否情報の対象及び報告様式

(1) 安否情報の対象等

ア 武力攻撃事態等において、知事及び市町村長が収集する安否情報の対象は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は、負傷した住民〔市町村の住民以外の者（外国籍の者を含む。）が、市町村に在るときに負傷した場合及び市町村で死亡した場合を含む。〕である。

イ 安否情報として収集する内容は、表2-11のとおりである。

なお、安否情報を収集する場合、可能な限り本人から、収集した情報の包括的な開示についての可否を確認する。

(2) 安否情報の報告様式

知事が、総務大臣に、市町村長等が知事に安否情報を報告する場合、原則として、安否情報システムにより行う。

ただし、事態が急迫してこれらの方法により報告することができない場合、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）」（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する「安否情報報告書（様式第3号）」により行う。

表2-11 収集、報告すべき安否情報の内容

<p>1 避難住民（負傷・疾病した住民も同様）</p> <ul style="list-style-type: none">① 氏名（フリガナ）② 出生の年月日③ 男女の別④ 住所（郵便番号を含む。）⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）⑦ 負傷（疾病）の該当⑧ 負傷又は疾病の状況⑨ 現在の居所⑩ ⑦から⑨のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報⑪ 安否情報の回答等についての希望等<ul style="list-style-type: none">ア 親族・同居者への回答の希望イ 知人への回答の希望ウ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意 <p>2 死亡した住民（上記①～⑥に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none">⑫ 死亡の日時、場所及び状況⑬ 遺体の安置されている場所

2 安否情報収集のための体制整備【文書管財総室、危機管理総室、情報統計総室ほか】

(1) 安否情報の整理担当、回答担当総室

知事は、市町村長から報告を受け、又は、自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理及び回答担当総室等を危機管理総室及び情報統計総室（ただし、情報統計総室については、県対策本部設置後に限る。）と定める。

(2) 市町村の安否情報収集体制の把握

県は、市町村の行う安否情報の収集を支援する立場にあることから、安否情報の整理及び回答の担当総室である危機管理総室は、あらかじめ、市町村の安否情報収集体制（担当の配置、収集方法及び収集先）を把握する。

(3) 個人情報の取扱いについての周知等

県は、福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、個人情報である安否情報の収集及び提供のあり方について、安否情報の収集及び提供に携わる庁内関係機関、市町村、安否情報を保有する関係機関及び報道機関等に対し、周知を図る。

3 安否情報の収集及び提供のための準備

【生活環境総室、危機管理総室、関係総室等】

(1) 安否情報の収集先機関の把握

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

(2) 安否情報の収集先機関への周知

県は、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、安否情報省令第1条及び第2条に定める「安否情報収集様式（様式第1号、第2号）」及び「安否情報報告書（様式第3号）」の周知を図る。

(3) 日本赤十字社が行う外国籍の者に関する安否情報の収集等への協力

県は、日本赤十字社が行う外国籍の者に関する安否情報の収集等に協力するため、県が管理する外国籍の者に関する安否情報の保有機関の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

第5 市町村における安否情報の収集及び提供等に必要な準備

1 安否情報の収集及び提供等のための準備

市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理、報告及び提供の責任部署をあらかじめ定め、必要な研修及び訓練を行うものとする。

2 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、市町村内の医療機関等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

第6 被災情報の収集及び報告等に必要な準備（第126、127条関係）

1 県における被災情報の収集及び報告等に必要な準備

【危機管理総室、県警察、関係総室等】

(1) 情報収集及び連絡体制の整備

県は、武力攻撃災害の発生に伴う被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、全部局による配備体制が必要となるまでの間（警戒配備体制時）、被災情報の収集及び報告等に当たる担当総室を危機管理総室と定め、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

県は、市町村に対し、被災情報の報告を火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）及び火災・災害等即報要領に基づく報告基準

第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織及び体制の整備等

で定める様式により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を速やかに報告するよう周知する。また、県は、関係指定公共機関及び生活関連等施設の管理者等に対しても、被災情報についての提供の協力を依頼しておくこととする。

2 市町村における被災情報の収集及び報告等に必要な準備

市町村長は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集及び連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5節 研修及び訓練

職員等が、住民の生命、身体及び財産を保護することから、研修を通じて国民保護措置等の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があるため、研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

第1 研 修

1 国の研修機関における研修の活用【危機管理総室ほか】

県は、職員の危機管理能力を向上させるため、国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

2 県における研修機会の確保【危機管理総室ほか】

- (1) 県が開催する会議及び研修等において、職員及び市町村等関係機関に対する研修機会を確保する。
- (2) 市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置等に関する研修等を行う。

3 外部有識者等による研修【危機管理総室ほか】

県は、職員等に対する研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、県警察等の職員、消防吏員、学識経験者及びテロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても活用を図る。

第2 訓 練（第42条関係）

1 訓練の実施【危機管理総室、県警察ほか】

- (1) 県は、県内の市町村等と共同し、又は、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置等についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。
- (2) 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等既存のノウハウを活用するとともに、消防本部、県警察、第二管区海上保安本部等及び自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

2 訓練の形態及び項目

- (1) 訓練を計画するに当たっては、実際に人及び物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。
- (2) 防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

- ア 県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練
- イ 被災情報、安否情報に係る情報収集訓練及び警報、避難の指示等の通知・伝達訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

3 訓練に当たっての留意事項

- (1) 国民保護措置等と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置等についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させ行う。
- (2) 国民保護措置等についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- (3) 訓練実施時は、参加者等から意見を聴取するなど客観的な評価を行うとともに、教訓や課題を明らかにし、県保護計画の見直し作業等に反映する。
- (4) 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- (5) 県は、原子力事業所、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁及び事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- (6) 県警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止し又は制限する。

表2-12 避難実施時に必要となる主な基礎的資料

基礎資料名	収集すべき資料の内容等
地 図	地勢及び道路・鉄道網が記されている地図 県内図及び隣接県を含めた広域的地図
人 口 分 布	市町村ごとの人口、世帯数、昼夜別人口等
輸 送 力	運送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等
避 難 施 設	避難施設、福祉避難所等の所在地（地図情報含む）、収容能力等
備 蓄 物 資・ 調 達 可 能 物 資	協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等
生活関連等施設	避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの
そ の 他 施 設	自衛隊施設、石油コンビナート等特別防災区域等

2 避難者数の把握【危機管理総室、保健福祉総室、関係総室等】

- (1) 県は、市町村の協力を得て、あらかじめ市町村の字ごとの人口等を把握する。
- (2) 県は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者について、平素から把握に努めるよう市町村に協力を求める。
- (3) 県は、原子力事業所及び大規模事業所等の従業員数及び避難方法等について、あらかじめ把握するよう努める。

3 避難経路【危機管理総室、道路総室、県警察】

- (1) 避難経路は、原則として、「県地域防災計画」一般災害対策編、第2章に定める緊急輸送路とする。
- (2) 県は、自衛隊、県警察及び道路管理者等と調整し、避難経路及び緊急物資等の運送経路等を定める。

特に自衛隊施設所在地域周辺においては、武力攻撃等の侵害排除等のための部隊移動等が行われるため、住民の避難経路等との競合を避けるよう自衛隊の部隊等と調整を図る。

4 避難手段【生活環境総室、危機管理総室、保健福祉総室、県警察、関係総室等】

- (1) 国対策本部長から、避難措置の指示があった場合、原則として、バス、鉄道等の公共交通機関及び徒歩により避難を行う。
- (2) 中山間地域など公共交通機関の確保が困難な地域においては、地域特性等を考慮し、かつ、県警察の意見を聴いたうえで、自家用車等による避難を検討する。
- (3) 県は、高齢者等特に配慮を要する者について、個々の状態に配慮しながら高齢者等の居住する地域単位で避難手段及び避難方法等について定めるよう、市町村に対し求める。
- (4) 県は、医療機関、介護施設、社会福祉施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院、滞在等している施設の管理者に対し、これらの者が避難を行う場合、避難が円滑に行われるために必要な措置を行うよう求める。

5 避難順序の考え方【危機管理総室、保健福祉総室、県警察、関係総室等】

県は、避難実施時において、高齢者等特に配慮を要する者が優先的に避難を行えるよう、高齢者等の人数及び居住地等について把握するとともに、避難手段及び避難方法等について、市町村とともに検討する。

6 避難実施要領のパターン作成に対する支援【危機管理総室、道路総室、県警察】

県は、市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たって、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ必要な助言を行う。この場合において、道路管理者である関係総室等及び県警察は避難経路の選定等について、必要な助言を行う。

第2 救援に関する基本的事項（第74～79、85、135、156、183条関係ほか）

1 基礎的資料の準備【危機管理総室、関係総室等】

武力攻撃事態等において、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、表2-13の基礎的資料を収集し、資料・様式編に取りまとめる。

表2-13 救援実施時に必要となる主な基礎的資料

基礎資料名	収集すべき資料の内容等
避難施設等	避難施設、福祉避難所等の所在地（地図情報含む）、収容能力等 応急仮設住宅が建築可能な場所 仮設住宅として利用可能な賃貸住宅等
備蓄物資・調達可能物資	協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等 応急仮設住宅建築用、応急修理用資機材の調達先等
輸送力	運送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等
医療機関等	NBC兵器による疾病に対処可能な医療機関の所在、病床数等 NBC兵器による疾病に関し専門知識を有する医療関係者 臨時の医療施設として利用可能な場所等
日本赤十字社	日本赤十字社に対する委託内容
墓地及び火葬場	所在、対応可能人数等

2 救援に関する事務の市町村との役割分担【危機管理総室、関係総室等】

(1) 県は、救援を迅速に行うため必要があると認められる場合で、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととする際の市町村との役割分担は、原則として、表2-14のとおり定める。

なお、市町村によって救援に関する措置の対応能力が異なるため、施行令第11条で準用する災害救助法施行令第17条第1項に規定される「市町村長が行う事務の通知」を行う場合、市町村が行うこととする事務の詳細について市町村と調整するものとする。

(2) 「市町村長が行う事務の通知」を行う場合、施行令第11条で準用する災害救助法施

行令第17条第2項に規定される公示を行う。

表2-14 県と市町村との救援の実施に関する事務の役割分担

救援に関する措置の内容	県（知事）	市町村（市町村長）
収容施設の供与	①避難所〔福祉避難所、長期避難住宅（借上げ含む。）〕の設置 市町村が設置した避難所の運営支援 ②応急仮設住宅（借上げ含む）の供与	①避難所（福祉避難所・長期避難住宅を除く。）の設置
食品・飲料水及び生活必需品等の給与・供給又は貸与	①炊き出しその他による食品の給与 ②飲料水の供給 ③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ※県が締結している協定等に基づく食品等の確保及び配送	①炊き出しその他による食品の給与 ②飲料水の供給 ③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ※備蓄物資及び市町村が締結している協定等に基づく食品等の確保及び配分
緊急物資の受入れ、配送	○	○ ※県から配送される食品等の避難住民への配分
医療の提供及び助産	①医療〔県が編成した医療救護班（大規模又は特殊な医療の提供）及び日本赤十字社福島県支部による医療、薬剤等の支給等〕 ②助産	①医療（市町村が編成した医療救護班による医療の提供） ②助産
被災者の捜索及び救出	○	○
埋葬及び火葬	※市町村の区域を越える調整が必要な場合の対応	○
電話その他の通信設備の提供	○	—
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	○	○（緊急に修理が必要な場合）
学用品の給与	○（県立学校・私立学校） ※市町村の区域を越える調整が必要な場合の対応	○（市町村立学校）
死体の捜索及び処理	○ ※日本赤十字社福島県支部が行う場合を含む。（死体の処理に限る。）	○
武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	○ ※県管轄施設における除去、除去された土石等の処理に広域的な調整が必要な場合の対応等	○

3 日本赤十字社福島県支部への委託

県は、「国民保護法に基づく救援の実施に関する協定書」に基づき、武力攻撃事態等に

において、必要に応じ、日本赤十字社福島県支部に救援又は知事が行う救援の応援について委託するものとする。

図2-3 日本赤十字社福島県支部に対する医療救護活動等の要請

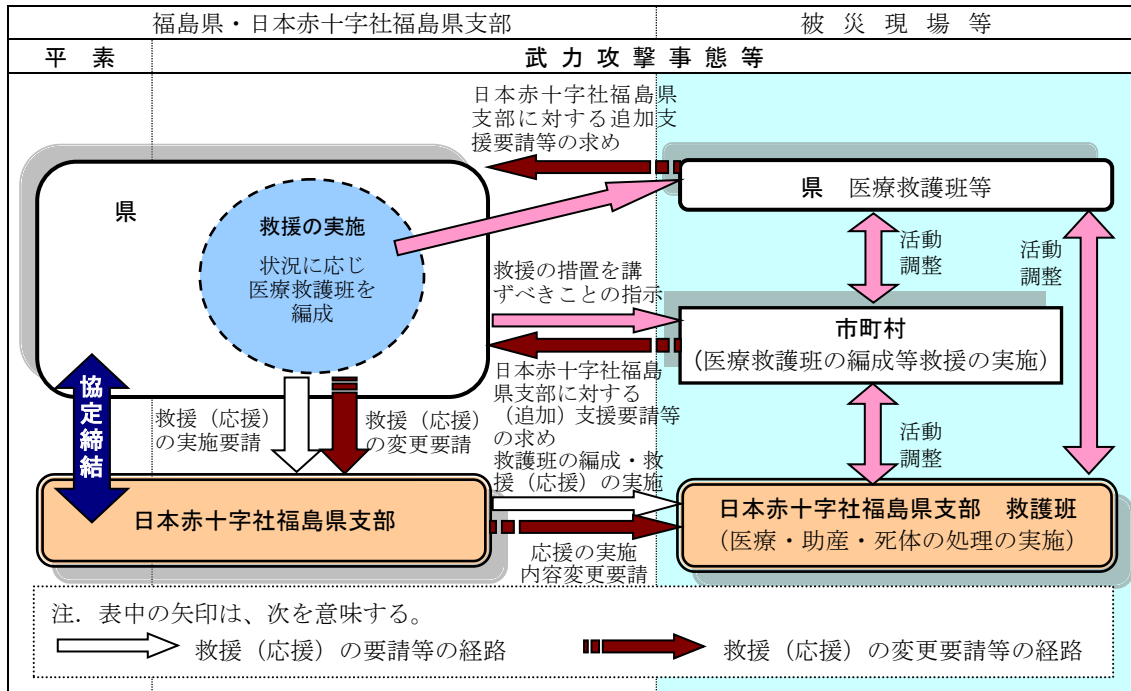
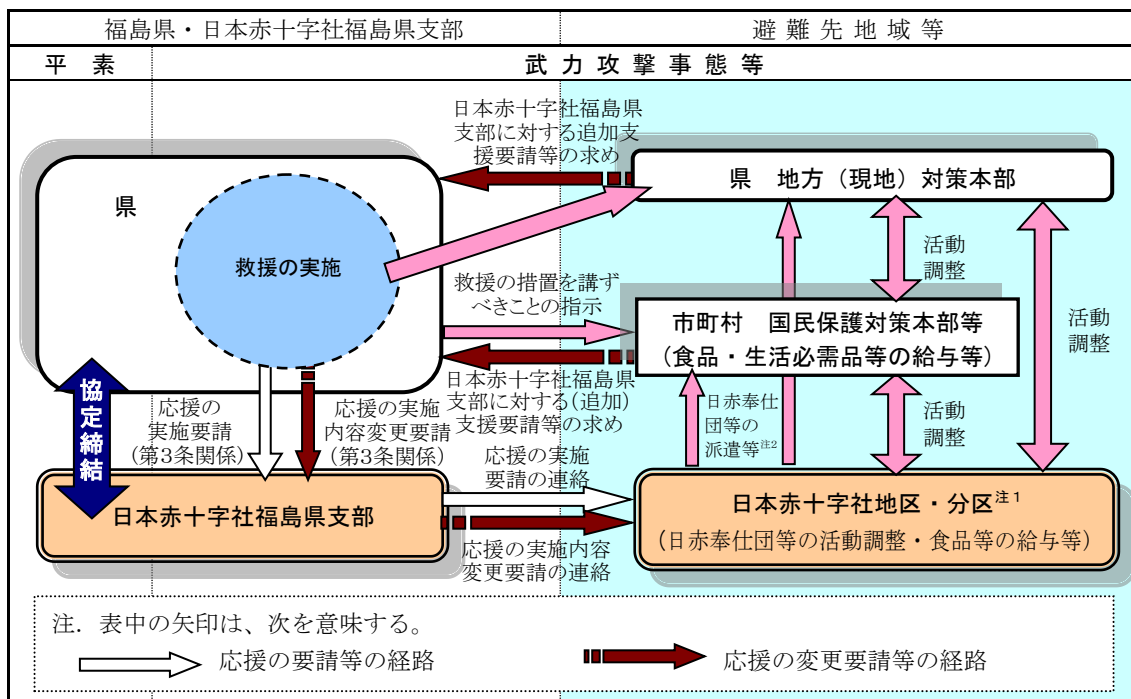


図2-4 日本赤十字社福島県支部に対する食品・生活必需品の給与等の応援要請



注1. 地区・分区＝県保健福祉事務所及び市町村の赤十字窓口。
 注2. 日赤奉仕団等の派遣、活動調整等については、本協定に定める事項には含まれない。

4 緊急物資等の受入れ、配送体制の整備

【文書管財総室、危機管理総室、関係総室等、各地方振興局】

- (1) 県は、緊急物資等の受入れ、保管及び配送について、「県地域防災計画」一般災害対策編、第2章で定める広域陸上輸送拠点、物資受入れ港及び物資受入れ空港を活用するとともに、東北運輸局等、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等と協議し、緊急物資等の受入れ、保管及び配送体制を確保するよう努める。
- (2) 県は、他の地方公共団体、民間事業者等からの緊急物資等について、広域陸上輸送拠点等で受入れるとともに避難住民等のニーズに応じ、緊急物資等を必要とする市町村及び避難施設等に配送する。
- (3) 県は、広域陸上輸送拠点等における緊急物資等の受入れ、保管及び配送を円滑かつ迅速に実施するための方法、職員配置、支援要員の確保方法及び配送方法等について、あらかじめ市町村等と調整し定める。

5 電気通信事業者との協議【危機管理総室】

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって、必要となる通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

6 医療等の要請方法等【健康衛生総室、病院局、各保健福祉事務所】

- (1) 県は、医療等の提供等について、市町村との調整結果、市町村が行うよう取り決めた場合を除き、災害医療センター等の医療機関、指定地方公共機関である福島県医師会、福島県歯科医師会、福島県看護協会、福島県薬剤師会及び福島県診療放射線技師会等（以下「医療関係機関」という。）に対し、「福島県災害救急医療マニュアル」（平成9年福島県保健福祉部。以下「県災害救急医療マニュアル」という。）に基づき医療救護班の編成及び医師等の派遣要請等を行う。

なお、3により日本赤十字社福島県支部に医療の提供等を委託する場合には、医療活動の実施地域、実施期間、派遣人数等について、当該支部と調整の上、医療救護班の編成等を行うものとする。

- (2) 武力攻撃等により多数の死者が発生した場合や、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害が発生し、医療活動を行うに当たって高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合等について、県は、医療等の提供を市町村が行うよう取り決めをした場合であっても、消防庁、厚生労働省及び医療関係機関等と調整の上、必要に応じて、医療救護班の編成及び医師等の派遣要請等を行う。
- (3) 県は、消防庁、厚生労働省及び医療関係機関等の協力を得て、武力攻撃原子力災害に伴う放射能被ばくやNBC兵器による攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係機関及び医療関係者の把握に努める。

7 地域における受入可能人数の把握【危機管理総室、保健福祉総室、各地方振興局】

県は、市町村における避難住民の受入可能人数について、避難施設等の入所可能人数及びガス・水道等のライフラインの供給能力等を踏まえ、あらかじめ市町村と調整し把

握する。

第3 運送事業者の輸送力及び運送施設の把握等（第36、71、72、79、135、183条関係）

1 運送事業者の輸送力及び運送施設の把握等

【生活環境総室、危機管理総室、道路総室、県警察、関係総室等】

県は、「県地域防災計画」一般災害対策編、第3章の緊急輸送対策における運送手段の確保方法を活用するとともに、運送事業者の輸送力や運送施設に関する情報を把握し、東北運輸局等と連携して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民及び緊急物資等の運送を円滑に実施可能となる体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や福島県トラック協会等の関係団体や東北運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握し、資料・様式編に取りまとめる。

(2) 運送施設に関する情報の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、東北運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資等の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の運送施設に関する情報について把握し、資料・様式編に取りまとめる。

(3) 避難経路等

武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資等の運送を円滑に行うための避難経路及び運送経路は、原則として、「県地域防災計画」一般災害対策編、第2章に定める緊急輸送路とする。

2 避難経路等における中継施設の指定等【道路総室】

県は、避難実施時における運送車両への給油や避難住民の休憩等を行う場所を確保するため、避難経路等に隣接する道の駅等の既存施設を利用した中継施設を東北地方整備局及び施設管理者等の関係機関と協議し、整備するよう努める。

第4 交通の確保に関する体制等の整備（第155条関係）

1 武力攻撃事態等における交通規制計画【県警察】

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難経路及び緊急交通路等を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

2 交通管理体制及び交通管制施設の整備【県警察】

県警察は、武力攻撃事態等における広域交通管理体制の整備を図る。

3 緊急通行車両に係る確認手続【危機管理総室、県警察、関係総室等】

県及び県警察は、武力攻撃事態等において、知事、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出及び確認制度の整備を図る。

4 道路管理者との連携【道路総室、県警察】

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

第5 医療（助産）救護体制の整備（第75～77、85、136、183条関係ほか）

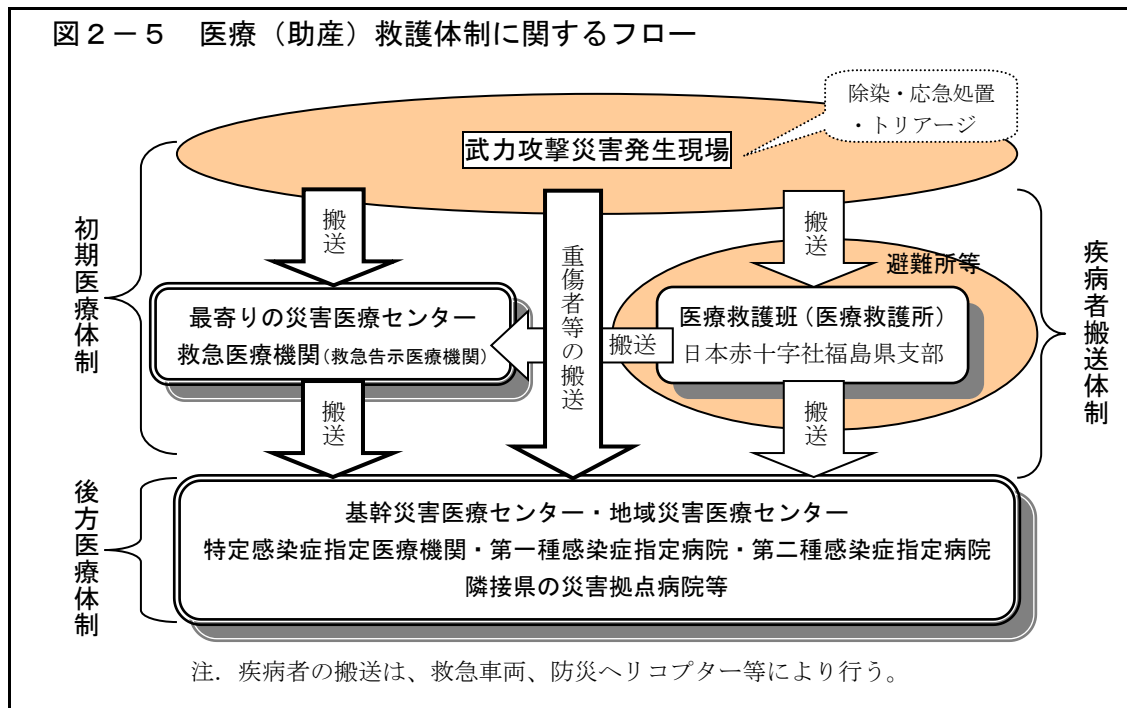
1 武力攻撃災害発生時における医療（助産）救護体制の方針

【危機管理総室、健康衛生総室、病院局、県警察】

(1) 武力攻撃災害発生時における医療（助産）救護体制は、表2-15、図2-5のとおり3つの体制とし、それぞれが連携の上、対処することとする。

表2-15 武力攻撃災害発生時における医療（助産）救護体制

体制の区分	医療等の内容	関係機関
初期医療体制	負傷者等に対する応急的な医療措置 (トリアージの実施等)	医療救護班構成機関 日本赤十字社福島県支部 最寄の基幹・地域災害医療センター 救急医療機関(救急告示医療機関)
後方医療体制	重傷者や特殊医療を要する患者への医療措置	基幹・地域災害医療センター 特定感染症指定医療機関等
疾病者等搬送体制	重傷者や特殊医療を要する患者の後方医療機関へ搬送	消防本部、消防航空センター、 県警察、自衛隊等



(2) 県は、武力攻撃災害発生時における医療救護活動について、「県地域防災計画」一般災害対策編、第2章の規定に準じて、標準的な活動指針として策定した「県災害救急医療マニュアル」に基づき医療ネットワークの確立に努める。

また、県は、市町村との調整の結果、市町村が医療救護活動を行うよう取り決めた場合を除き、医療関係機関に対し医師等の派遣を要請するとともに、医療救護班及び医療救護所を編成・設置し、初期医療活動を行う。

(3) 県は、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害発生時における医療救護活動について、「県災害救急医療マニュアル」のほか、災害原因物質等により「福島県NBC災害等対処現地関係機関連携指針」（平成17年度福島県生活環境部。以下「県NBC災害等連携指針」という。）、「福島県感染症予防計画」（平成16年度福島県保健福祉部。以下「県感染症予防計画」という。）及び「福島県原子力災害医療行動計画」（平成28年度福島県保健福祉部。以下「県原子力災害医療行動計画」という。）等に基づき対処する。

なお、県は、NBC兵器として利用される可能性の高い物質等のうち、上記マニュアル等で対応できない、又は、対応が困難な災害原因物質の対処等について、国及び医療関係機関等と調整の上、検討するよう努める。

(4) 県は、武力攻撃原子力災害発生時における医療救護活動について、「県災害救急医療マニュアル」のほか、「県原子力災害医療行動計画」に基づき対処する。

2 初期医療体制の整備【危機管理総室、健康衛生総室、病院局、各保健福祉事務所】

(1) 県は、消防本部に対し、保健福祉事務所、県警察、市町村及び医療関係機関等と密接に連携することにより、武力攻撃災害発生時における救急救助体制の整備に努めるよう求める。

(2) 県は、初期医療を行う災害医療センター（基幹災害医療センター及び地域災害医療センターをいう。以下同じ。）等の医療機関に対し、あらかじめ連絡窓口を定め、保健福祉事務所、県警察、市町村、消防本部及び他の医療関係機関等に情報提供するよう求める。

(3) 医療救護班を編成する県等は、医療救護班に職員等を派遣する市町村、医療関係機関及び常備救護班を有する日本赤十字社福島県支部等とあらかじめ協議し、医療救護班の編成、医療救護所を設置する場所、運営方法等必要な事項について定める。

(4) 県、市町村及び災害医療センター等の医療機関は、NBC兵器による特殊な武力攻撃災害及び武力攻撃原子力災害発生時における医療救護活動に対処可能な資機材等の整備に努めるものとする。また、上記機関は、NBC兵器等による特殊な武力攻撃災害発生時における医療救護活動に関し、自衛隊や県警察、消防本部及び国の専門研究機関との連携に努めるものとする。

(5) 県は、武力攻撃災害発生時における医薬品等の確保について、「県地域防災計画」一般災害対策編、第2章に定める「福島県災害時医薬品等備蓄実施要綱」及び「災害

時医薬品等供給マニュアル」に基づき行う。

なお、県は、NBC兵器等による疾病等特殊な医療救護活動に必要となるワクチン等の医薬品等を確保するため、厚生労働省や国の専門研究機関、医療関係機関等との連携に努めるものとする。

3 後方医療体制の整備

【危機管理総室、健康衛生総室、病院局、各保健福祉事務所、衛生研究所】

- (1) 医療救護班や救急告示医療機関等では対応できない重傷者等を搬送し、治療及び入院等の援護を行う後方医療機関は、「県地域防災計画」一般災害対策編、第2章で定める基幹災害医療センター及び地域災害医療センターとする。
- (2) 県は、生物剤による攻撃に対する医療救護活動を迅速に実施するため、特定感染症指定医療機関等との連携体制の整備に努める。
- (3) 県は、他の都道府県と相互に情報を交換し、他の都道府県に所在する衛生研究所等の研究機関及び医療機関との連絡体制の整備に努める。
- (4) 県は、指定地方公共機関である医療関係機関に対し、医師、看護師等医療関係者の派遣、医薬品の供給等を相互に実施できるよう、隣接各県等医療関係機関との支援体制の整備に努めるよう求める。

4 疾病者等搬送体制の整備【危機管理総室、健康衛生総室、病院局、防災航空センター、各保健福祉事務所、県警察】

- (1) 県は、医療の稼動状況、医師及び看護師等の医療関係者の状況、ライフラインの確保及び医薬品の備蓄状況等災害医療に関する情報の収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システムを活用し、効率的な疾病者搬送体制を確立する。
- (2) 県は、消防本部に対し、医療機関の規模、位置、診療科目等の医療情報について、広域災害・救急医療情報システムにより収集し、おおよその搬送先医療機関の順位を決定するよう求める。
- (3) 県は、県内及び他の都道府県におけるヘリコプターによる搬送が可能な医療機関を把握するとともに、防災ヘリコプター等による重症患者の搬送体制について整備するよう努める。

5 保健福祉体制の整備【危機管理総室、健康衛生総室、病院局、各保健福祉事務所】

- (1) 県及び市町村は、武力攻撃災害発生時において、適切かつ迅速に防疫活動ができるよう、要員の確保、資機材の備蓄及び調達等について定める。
- (2) 県は、食品衛生監視・検査体制について整備するとともに、避難住民等の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を行う体制を整備する。
- (3) 県は、市町村と協力して、埋葬及び火葬対策を実施する。

第6 避難施設の指定（第148、149条関係）

1 避難施設の選定方針等

(1) 避難施設の選定方針

武力攻撃事態等においては、災害発生時と異なり長期避難も想定されることから、知事は、表2-16の基準に合致する施設について優先的に避難施設として指定する。

表2-16 避難施設の指定基準

想定される指定基準の例	長期避難が可能な施設	短期避難が妥当な施設
公益的施設であるか	○	○
耐震性が確保されている (昭和56年以降の建築基準により建設)	△	△
立地上の問題 (急傾斜地、河川等に隣接等していない)	△	△
建設方法 (鉄筋コンクリート製等堅ろうな構造)	△	△
アスベスト等有害物質が使用されていない	○	○
非常用発電施設がある	△	△
調理施設がある	△	△
入浴施設がある	△	△
避難施設内部の構造 (プライバシーが確保されている)	△	△
大型車両のアクセスの可否 駐車場がある	○	△
バリアフリー構造である(トイレ等)	○	△

注. 表中の「○」は指定に当たって必要なもの。「△」は指定に当たって望ましいものを意味する。

(2) 福祉避難所及び借上げ避難施設

県は、高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦その他特に配慮を要する者の避難生活の安定を図るため、福祉避難所を選定するとともに、厚生労働省と協議した上で、公的宿泊施設、旅館及びホテル等の民間宿泊施設等の借上げ可能な施設を把握する。

(3) 一時集合場所

広域避難等を実施する場合、避難住民が集合する場所が必要となることから、県は、鉄道駅や大型車両のアクセスが可能で、駐車場のある公共施設等を一時集合場所として指定する。

2 避難施設の指定等の考え方【危機管理総室、保健福祉総室、関係総室等】

(1) 知事は、地域の人口分布、防災のための避難所及び避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設、福祉避難所及び一時集合場所の指定を行う。

(2) 県は、厚生労働省と協議した上で、避難実施時における借上げ避難施設を選定する。

3 避難施設等の指定に当たっての留意事項

(1) 避難施設として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

(2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物、地下施設を指定するよう配慮する。

(3) 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

(4) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

(5) 物資等の搬入及び搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

(6) 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

4 避難施設の指定等の手続【危機管理総室】

知事は、避難施設及び一時集合場所を指定する場合、又は、福祉避難所及び借上げ避難施設を選定する場合には、施設管理者の同意を文書により確認する。また、避難施設として指定等したとき及び指定等を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書により通知する。

5 避難施設の廃止、用途変更等【危機管理総室】

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、知事に届け出るよう周知を図る。

6 避難施設データベースの共有化【危機管理総室】

避難施設を指定した場合、県は、国（内閣官房、消防庁及び内閣府）の定める「避難施設について把握しておくべき標準的な項目」に従い、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な情報の共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、当該情報を国に報告する。

また、避難施設の変更及び指定解除等についての情報を定期的に国に報告する。

7 市町村及び住民に対する情報提供【危機管理総室】

(1) 県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設のデータベース等の情報を市町村に提供する。

(2) 県は、住民に対しても、県警察、市町村、消防本部等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報の周知を図る。

8 避難施設の運用等【危機管理総室】

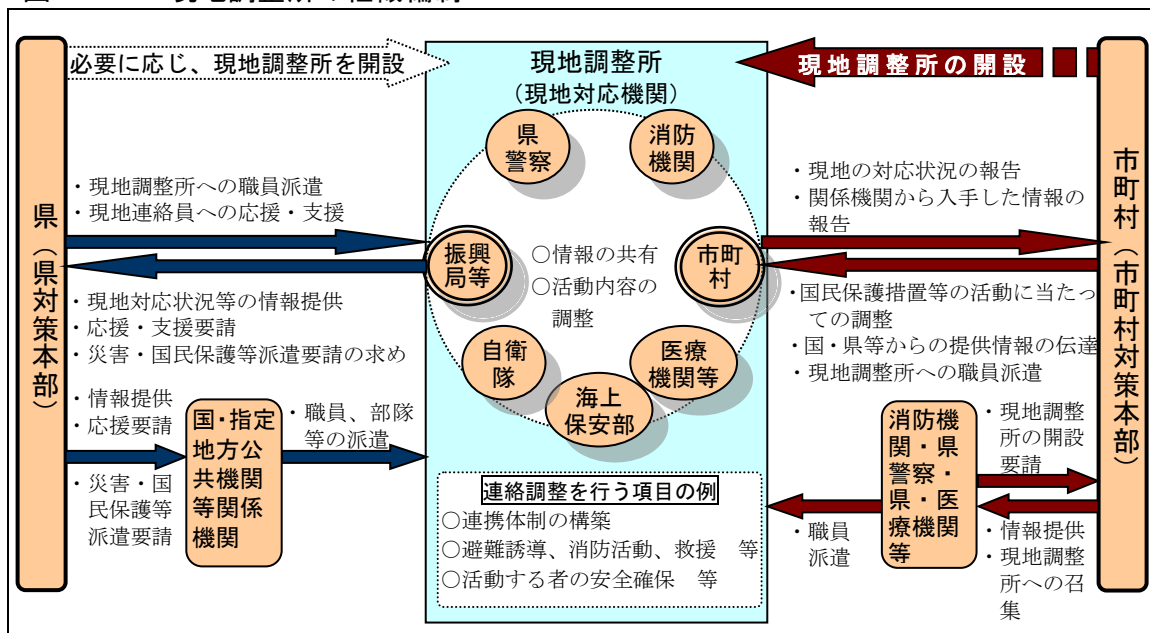
県は、市町村と協力して、避難施設の運用マニュアルを整備するとともに、県民に対し、避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。

第7 現地調整所の設置等【危機管理総室、県警察、各地方振興局、各保健福祉事務所】

県は、武力攻撃災害が発生した場合で、現地における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づいた的確な措置を実施するための活動調整を行う現地調整所を市町村が設置した場合、速やかに現地連絡員を派遣する。

また、市町村による現地調整所の設置がなされない場合、市町村に設置を要請するとともに、必要に応じて、自ら設置できるよう、消防本部、県警察、福島海上保安部等、自衛隊及び医療機関等と運用の手順等について意見交換等を行う。

図2-6 現地調整所の組織編制



第8 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え (第61、76、183条関係ほか)

1 避難実施要領のパターンの作成

市町村は、県、県警察及び消防本部等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者の避難方法等について留意するものとする。

2 運送体制等の整備等

市町村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資等の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町村内の輸送力、運送施設に関する情報を把握するものとする。

3 市町村長が実施する救援

市町村長は、知事との調整の結果、表2-14に定めるとおり市町村長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

4 市町村長による現地調整所の設置

市町村長は、武力攻撃等が発生した場合等に現地における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施するための活動調整を行う現地調整所を速やかに設置できるよう、県（地方振興局、保健福祉事務所）、県警察、消防本部、福島海上保安部、自衛隊及び医療関係機関等と調整し、構成及び設置要領等について定めておくものとする。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1節 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行う必要があるため、これらの施設の把握、施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について定める。

第1 生活関連等施設の把握（第102、183条関係）

1 生活関連等施設の把握【危機管理総室、県警察、関係総室等】

県は、県の区域内に所在する表2-17の生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、以下に掲げる項目について整理し、資料・様式編に取りまとめる。

なお、生活関連等施設に関する記載事項については、公開することにより支障が生じないように配慮する。

- ア 施設の種類
- イ 名称
- ウ 所在地
- エ 管理者名
- オ 連絡先
- カ 危険物質等の内容物
- キ 施設の規模

表2-17 生活関連等施設の種類及び所管省庁

国民保護法施行令	号	施 設 の 種 類	所 管 省 庁 名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物 (毒物及び劇物取締法昭和25年法律第303号)	厚生労働省

国民保護法施行令	号	施設の種類	所管省庁名
第28条	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制庁
	6号	核原料物質	原子力規制庁
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制庁
	8号	毒薬及び劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律昭和35年法律第145号）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁
	11号	毒性物質	経済産業省

2 関係機関に対する情報提供

県は、県警察、海上保安部長等、市町村及び消防本部に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

第2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等（第102、183条関係）

1 管理者に対する安全確保の留意点の周知【危機管理総室、県警察】

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた「生活関連等施設の安全確保の留意点」〔平成27年4月21日付け内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付事務連絡。以下「安全確保の留意点」という。〕について、県警察及び福島海上保安部と協力し、生活関連等施設の管理者に対して周知させ、併せて、施設管理の実態に応じ、市町村、消防本部等関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

2 県が管理する生活関連等施設の安全確保【危機管理総室、関係総室等】

知事は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるとともに、その概要について資料・様式編に取りまとめる。

3 管理者に対する要請【危機管理総室、関係総室等】

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。

4 管理者に対する助言【県警察、関係総室等】

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は、生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

第3 市町村における平素からの備え（第102、183条関係）

- 1 市町村長は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。
- 2 市町村長は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

第2節 生活関連等施設以外の公共施設等における安全確保

【文書管財総室、関係総室等】

生活関連等施設以外の公共施設等についても、安全確保を図ることが必要であり、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、以下のとおり、予防対策について定める。

- (1) 県は、その管理に係る公共施設について、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を実施する。このうち、特に安全確保の必要性が高い施設については、生活関連等施設の対応に準じ、関係機関との連絡網を整備するとともに、安全確保措置の実施のあり方について定め、その概要を資料・様式編に取りまとめる。
- (2) 県管理以外の施設のうち、特に安全確保が必要な施設について、県は、当該施設の管理者に対し、生活関連等施設の対応に準じた安全確保措置を定めるよう要請する。
- (3) (1)、(2)における安全確保のための警戒等の実施に当たっては、県警察との連携を図るものとする。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

県が備蓄、整備する国民保護措置等の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

第1 基本的考え方（第142、145～147条関係）

1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、「県地域防災計画」一般災害対策編、第2章に定める対応により備蓄、整備を行う。

2 国との連携

県は、国民保護措置等のために特に必要となる物資及び資材の備蓄、整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携の下で対応する。

第2 国民保護措置等に必要な物資及び資材の備蓄、整備（第142、145～147条関係ほか）

1 防災のための備蓄との関係【危機管理総室、関係総室等】

知事は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置等のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、「県地域防災計画」一般災害対策編、第2章に定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄、整備する。

2 国民保護措置等の実施のために必要な物資及び資材

【危機管理総室、健康衛生総室、関係総室等】

国民保護措置等の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。

3 国、市町村その他関係機関との連携【危機管理総室、関係総室等】

県は、国民保護措置等に必要な物資及び資材の備蓄、整備については、国、市町村その他関係機関と連携する。

第3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等（第142、145条関係ほか）

1 施設及び設備の整備及び点検【文書管財総室、危機管理総室、関係総室等】

知事は、国民保護措置等の実施に支障がないよう、県が管理する施設及び設備について、整備し、又は、点検する。

2 ライフライン施設の代替性の確保【都市総室、企業局、関係総室等】

県は、管理する下水道、工業用水道等のライフライン施設について、災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統、施設等の代替性の確保について検討する。

3 復旧のための各種資料等の整備等【文書管財総室、都市総室、企業局、関係総室等】

県は、武力攻撃等による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

(第142～147条関係)

市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置等の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、県民等が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、県民等の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において県民等がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

第1 国民保護措置等に関する啓発（第43条関係）

1 啓発の方法【危機管理総室、関係総室等】

県は、国と連携しつつ、県民に対し、パンフレット、インターネット等の多様な媒体を活用して、国民保護措置等の重要性について継続的に啓発を行う。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者に対しては、実態に応じた方法により啓発を行う。

2 防災に関する啓発との連携【危機管理総室】

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の協力も得ながら県民への啓発を行う。

3 学校における教育【義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

第2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

（第43、98、183条関係）

1 県民がとるべき対処等の啓発【危機管理総室、関係総室等】

(1) 県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して県民への周知を図る。

(2) 県は、国内への弾道ミサイルの飛来の場合や県の区域内においてテロが発生した場合に県民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、県民に対し周知するよう努める。

2 運転者のとるべき措置の周知徹底【県警察】

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置について、災害発生時の措置に準じて周知徹底を図る。

第3 市町村における国民保護に関する啓発（第43、98、183条関係）

市町村は、県が実施する啓発に準じて、多様な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うよう努めるものとし、県保護計画に準じて、市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

